



# 鳥取県公報

平成 21 年 7 月 24 日 (金)  
号外第 88 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (71) (福祉保健課) . . . . . 4
	鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則 (72) (県土総務課) . . . . . 6

==== 公布された規則のあらまし ====

## 鳥取県災害救助法施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおりとする。

救 助 の 種 類				支出することができる費用の限度額	
				改正後	現 行
応急仮設住宅の設置（1戸当たり）				2,404,000円	2,366,000円
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	住家の全壊、全 焼又は流失によ り被害を受けた 世帯に対して行 う場合	夏季（4月1日 から9月30日ま で）	1人世帯	17,500円	17,300円
			2人世帯	22,600円	22,300円
			3人世帯	33,300円	32,800円
			4人世帯	39,900円	39,300円
			5人世帯	50,500円	49,800円
			世帯員数 が6人以上1人 を増すごと に加算す る額	7,400円	7,300円
		冬季（10月1日 から翌年3月31 日まで）	1人世帯	29,000円	28,600円
			2人世帯	37,500円	37,000円
			3人世帯	52,300円	51,600円
			4人世帯	61,300円	60,500円
	5人世帯		77,000円	75,900円	
		世帯員数 が6人以上1人 を増すごと に加算す る額	10,500円	10,400円	
	住家の半壊、半 焼又は床上浸水 により被害を受	夏季（4月1日 から9月30日ま で）	1人世帯	5,700円	5,600円
			2人世帯	7,700円	7,600円
			3人世帯	11,600円	11,400円
4人世帯			14,000円	13,800円	
5人世帯			17,700円	17,500円	
世帯員数 が6人以上1人 を増すごと に加算す る額			2,400円	2,400円	
		1人世帯	9,200円	9,100円	

	けた世帯に対して行う場合	冬季（10月1日から翌年3月31日まで）	2人世帯	12,200円	12,000円
			3人世帯	17,100円	16,900円
			4人世帯	20,300円	20,000円
			5人世帯	25,800円	25,400円
			世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	3,300円	3,300円
災害にかかった住宅の応急修理（1世帯当たり）			520,000円	510,000円	

- (2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者について、資力要件を撤廃する。
- (3) 施行期日は、公布日とし、改正後の規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

#### 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正について

##### 1 規則の改正理由

入札の方式及び格付等級の適用に係る請負対象設計金額又は委託対象設計金額による区分を見直すとともに、入札参加資格の停止期間の上限を引き上げること等により、入札における低価格競争の抑止、品質の確保及び談合の防止並びに入札手続の効率化を図る。

##### 2 規則の概要

###### (1) 入札の方式の適用に係る請負対象設計金額又は委託対象設計金額の区分の見直し

###### ア 建設工事

- (ア) 限定公募型指名競争入札 250万円以上1,000万円未満（現行 250万円以上3,000万円未満）
- (イ) 制限付一般競争入札 1,000万円以上地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額（以下「特例政令建設工事適用基準額」という。）未満（現行 3,000万円以上24億1,000万円未満）
- (ウ) 一般競争入札 特例政令建設工事適用基準額以上（現行 24億1,000万円以上）
- (エ) 電子入札 250万円以上（現行 3,000万円以上）
- (オ) 総合評価競争入札 1,000万円以上（現行 2,500万円以上）

###### イ 測量等業務

- (ア) 制限付一般競争入札 500万円以上特例政令第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約に係る基準額（以下「特例政令測量等業務適用基準額」という。）未満（現行 500万円以上2億4,000万円未満）
- (イ) 一般競争入札 特例政令測量等業務適用基準額以上（現行 2億4,000万円以上）
- (ウ) 電子入札 100万円以上（現行 200万円以上）

###### (2) 電気工事及び管工事における格付等級の適用に係る請負対象設計金額の区分の見直し

- ア C級 500万円未満（現行 300万円未満）
- イ B級 500万円以上1,500万円未満（現行 300万円以上1,500万円未満）

###### (3) 入札参加資格の停止期間の上限を36月以内（現行 24月以内）に引き上げる。

###### (4) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成21年8月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第71号

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																												
<p>別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p>（1）略</p> <p>（2）応急仮設住宅 ア及びイ 略 ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり2,404,000円以内とする。</p> <p>エ～ク 略</p> <p>2 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>世帯員数が6人以上を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季〔4月1日から9</td> <td style="text-align: center;">円 17,500</td> <td style="text-align: center;">円 22,600</td> <td style="text-align: center;">円 33,300</td> <td style="text-align: center;">円 39,900</td> <td style="text-align: center;">円 50,500</td> <td style="text-align: center;">円 7,400</td> </tr> </tbody> </table>	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上を増すごとに加算する額	夏季〔4月1日から9	円 17,500	円 22,600	円 33,300	円 39,900	円 50,500	円 7,400	<p>別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p>（1）略</p> <p>（2）応急仮設住宅 ア及びイ 略 ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり2,366,000円以内とする。</p> <p>エ～ク 略</p> <p>2 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季〔4月1日から9</td> <td style="text-align: center;">円 17,300</td> <td style="text-align: center;">円 22,300</td> <td style="text-align: center;">円 32,800</td> <td style="text-align: center;">円 39,300</td> <td style="text-align: center;">円 49,800</td> <td style="text-align: center;">円 7,300</td> </tr> </tbody> </table>	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上を増すごとに加算する額	夏季〔4月1日から9	円 17,300	円 22,300	円 32,800	円 39,300	円 49,800	円 7,300
季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上を増すごとに加算する額																							
夏季〔4月1日から9	円 17,500	円 22,600	円 33,300	円 39,900	円 50,500	円 7,400																							
季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上を増すごとに加算する額																							
夏季〔4月1日から9	円 17,300	円 22,300	円 32,800	円 39,300	円 49,800	円 7,300																							

月30日まで]						
冬季[10月1日から翌年3月31日まで]	円	円	円	円	円	円
	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上を増すごとに加算する額
夏季[4月1日から9月30日まで]	円	円	円	円	円	円
	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400
冬季[10月1日から翌年3月31日まで]	円	円	円	円	円	円
	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300

備考 略

(4) 略

4及び5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。

(3) 略

7～13 略

月30日まで]						
冬季[10月1日から翌年3月31日まで]	円	円	円	円	円	円
	28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季[4月1日から9月30日まで]	円	円	円	円	円	円
	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
冬季[10月1日から翌年3月31日まで]	円	円	円	円	円	円
	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300

備考 略

(4) 略

4及び5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり510,000円以内とする。

(3) 略

7～13 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第72号**

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
（入札方式） 第15条 請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この章において同じ。）が次の表の左欄に掲げる額の建設工事の請負契約又は委託対象設計金額（測量等業務に係る委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この項において同じ。）が同表の中欄に掲げる額の測量等業務の委託契約は、それぞれ同表の右欄に定める入札の方式により相手方を決定するものとする。			（入札方式） 第15条 請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この章において同じ。）が次の表の左欄に掲げる額の建設工事の請負契約又は委託対象設計金額（測量等業務に係る委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この項において同じ。）が同表の中欄に掲げる額の測量等業務の委託契約は、それぞれ同表の右欄に定める入札の方式により相手方を決定するものとする。		
請負対象設計金額	委託対象設計金額	入札の方式	請負対象設計金額	委託対象設計金額	入札の方式
250万円以上 1,000万円未満	100万円以上 500万円未満	限定公募型指名競争入札（有資格者であることのほか、当該有資格者の事業所の所在地、当該契約に係る建設工事等についての経験又は技術的適性の有無その他建設工事等の適正な実施と入札の公平な執行のために必要な資格（以下この章において「応募条件」という。）を定めて入札者を公募し、これに応募した	250万円以上 3,000万円未満	100万円以上 500万円未満	限定公募型指名競争入札（有資格者であることのほか、当該有資格者の事業所の所在地、当該契約に係る建設工事等についての経験又は技術的適性の有無その他建設工事等の適正な実施と入札の公平な執行のために必要な資格（以下この章において「応募条件」という。）を定めて入札者を公募し、これに応募した

		有資格者のうち当該応募条件を具備するものの中から、建設工事にあつては鳥取県建設工事指名競争入札指名業者選定要綱、測量等業務にあつては鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱に定めるところにより入札者を選定して行う指名競争入札をいう。以下同じ。)			有資格者のうち当該応募条件を具備するものの中から、建設工事にあつては鳥取県建設工事指名競争入札指名業者選定要綱、測量等業務にあつては鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱に定めるところにより入札者を選定して行う指名競争入札をいう。以下同じ。)
1,000万円以上地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額(以下「特例政令建設工事適用基準額」という。)未満	500万円以上特例政令第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに係る基準額(以下「特例政令測量等業務適用基準額」という。)未満	制限付一般競争入札(施行令第167条の5の2の規定に基づき、有資格者であることのほか、当該有資格者の事業所の所在地又は当該契約に係る建設工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。)	3,000万円以上24億1,000万円未満	500万円以上2億4,000万円未満	制限付一般競争入札(施行令第167条の5の2の規定に基づき、有資格者であることのほか、当該有資格者の事業所の所在地又は当該契約に係る建設工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。)
特例政令建設工事適用基準額以上	特例政令測量等業務適用基準額以上	一般競争入札(制限付一般競争入札を除く。)	24億1,000万円以上	2億4,000万円以上	一般競争入札(制限付一般競争入札を除く。)
2 略			2 略		
(格付等級に関する応募条件)			(格付等級に関する応募条件)		
第17条 格付工種に該当する建設工事の県内向け公募型入札を行う場合においては、当該建設工事の格付工種及び請負対象設計金額に応じ、当該県内向け公			第17条 格付工種に該当する建設工事の県内向け公募型入札を行う場合においては、当該建設工事の格付工種及び請負対象設計金額に応じ、当該県内向け公		

募型入札に参加しようとする有資格者が次の表に定める等級に格付けられていることを応募条件として設けるものとする。

格付工種 請負対象 設計金額	土木一般	建築一般	とび等一般	電気工事及び管工事	アスファルト	造園工事
400万円未満	D	C	C	C	B	B
400万円以上 500万円未満	D	C	C	C	B	A
500万円以上 800万円未満						B
800万円以上 1,000万円未満						A
1,000万円以上 1,500万円未満	C	B	A	A	A	A
1,500万円以上 2,000万円未満	C					
2,000万円以上 3,000万円未満	B	B	A	A	A	A
3,000万円以上 4,000万円未満	B					
4,000万円以上 6,000万円未満	A	A	A	A	A	A
6,000万円以上	A					

2 略

(電子入札)

第25条 知事は、次の表の左欄に掲げる建設工事等の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める設計金額以上の入札を行う場合には、電子入札により行うものとする。ただし、同表の右欄に定める設計金額に満たない建設工事等の入札を行う場合において、当該入札に参加すると見込まれる有資格者のすべてが電子入札を行う上で支障がないと認められるときは、電子入札により入札を行うことができる。

区分	設計金額
建設工事	250万円
測量等業務	100万円

2 ~ 4 略

(落札者の決定)

第32条 入札における落札者は、次の各号のいずれにも該当しない入札者で、予定価格の制限の範囲内で

募型入札に参加しようとする有資格者が次の表に定める等級に格付けられていることを応募条件として設けるものとする。

格付工種 請負対象 設計金額	土木一般	建築一般	とび等一般	電気工事及び管工事	アスファルト	造園工事	
300万円未満	D	C	C	C	B	B	
300万円以上 400万円未満	D	C	C	C	B	B	
400万円以上 800万円未満							B
800万円以上 1,000万円未満							A
1,000万円以上 1,500万円未満	C	B	A	A	A	A	
1,500万円以上 2,000万円未満	C						
2,000万円以上 3,000万円未満	B	B	A	A	A	A	
3,000万円以上 4,000万円未満	B						
4,000万円以上 6,000万円未満	A	A	A	A	A	A	
6,000万円以上	A						

2 略

(電子入札)

第25条 知事は、次の表の左欄に掲げる建設工事等の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める設計金額以上の入札を行う場合には、電子入札により行うものとする。ただし、同表の右欄に定める設計金額に満たない建設工事等の入札を行う場合において、当該入札に参加すると見込まれる有資格者のすべてが電子入札を行う上で支障がないと認められるときは、電子入札により入札を行うことができる。

区分	設計金額
建設工事	3,000万円
測量等業務	200万円

2 ~ 4 略

(落札者の決定)

第32条 入札における落札者は、次の各号のいずれにも該当しない入札者で、予定価格の制限の範囲内で

<p>最低の価格をもって申込みをしたものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 予定価格が<u>1,000万円</u>以上の建設工事の入札における落札者の決定は、できる限り総合評価競争入札により、価格その他の条件を勘案して行うものとする。この場合において、落札者の決定は、前項の規定にかかわらず、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領に定めるところにより行う。</p> <p>(入札参加制限)</p> <p>第34条 知事は、有資格者が施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、資格停止要綱に定めるところにより、情状等に応じて<u>36</u>月以下の期間を定め、当該有資格者を入札に参加させないものとする。</p> <p>(入札参加制限の期間の変更等)</p> <p>第40条 知事は、入札参加制限を受けた者について、当該入札参加制限の期間内に情状酌量すべき特別の事由又はより悪質と認められる事由が明らかとなったときは、当該入札参加制限の期間を短縮し、又は<u>36</u>月を超えない範囲内で延長することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置等)</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 教育委員会事務局(本庁組織を除く。以下この項において同じ。)、<u>病院局</u>及び警察本部が発注する建設工事等の入札については、第18条第1項第2号(教育委員会事務局に限る。)、第25条、第26条第2項及び第27条ただし書の規定は、当分の間、適用しない。</p>	<p>最低の価格をもって申込みをしたものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 予定価格が<u>2,500万円</u>以上の建設工事の入札における落札者の決定は、できる限り総合評価競争入札により、価格その他の条件を勘案して行うものとする。この場合において、落札者の決定は、前項の規定にかかわらず、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領に定めるところにより行う。</p> <p>(入札参加制限)</p> <p>第34条 知事は、有資格者が施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、資格停止要綱に定めるところにより、情状等に応じて<u>24</u>月以下の期間を定め、当該有資格者を入札に参加させないものとする。</p> <p>(入札参加制限の期間の変更等)</p> <p>第40条 知事は、入札参加制限を受けた者について、当該入札参加制限の期間内に情状酌量すべき特別の事由又はより悪質と認められる事由が明らかとなったときは、当該入札参加制限の期間を短縮し、又は<u>24</u>月を超えない範囲内で延長することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置等)</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 教育委員会事務局(本庁組織を除く。以下この項において同じ。))及び警察本部が発注する建設工事等の入札については、第18条第1項第2号(教育委員会事務局に限る。)、第25条、第26条第2項及び第27条ただし書の規定は、当分の間、適用しない。</p>
---	---

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成21年8月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(以下「新規則」という。)第17条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に調達公告を行う建設工事について適用し、施行日前に調達公告を行う建設工事については、なお従前の例による。
- 3 新規則第15条第1項に規定する限定公募型指名競争入札については、施行日から平成22年3月31日までの間、新規則第25条第1項の規定中「250万円」とあるのは「1,000万円」と読み替えて同項の規定を適用するも

のとする。